

非営利法人課税の現状と主な意見

2004/4/19 民間法・税調事務局作成

資料 1

(現行税制概観) 非営利法人は法人税制上大きく3分類される。

民法公益法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、宗教法人、労働組合 = 法人税法上公益法人等と分類し、収益事業のみ課税。税率、寄付金控除枠、みなし寄付金制度、利子配当源泉税も特例扱いになっている。

NPO法人、政党法人、地縁団体、マンション管理組合、マンション建替組合 = それぞれの法人根拠法の規定により公益法人等とみなして収益事業のみ課税、ただし税率、寄付金控除枠、みなし寄付金制度、利子配当源泉税の特例扱いは原則ない。

協同組合、医療法人、中間法人 = 普通法人として扱われる。ただし、協同組合、特定医療法人については税率軽減措置あり

(網掛け法人は講学上公益法人と分類されているもの)

		現状	市民社会団体の主な意見	財務省・税調の主な議論
法人税課税の原則	一般非営利法人の課税原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中間法人</u>・<u>協同組合</u>・<u>医療法人</u> 普通法人課税 ・ <u>労働組合</u>・<u>マンション管理組合</u> ・ <u>マンション建替組合</u>・<u>地縁団体</u>・<u>政党法人</u>・(権利能力なき社団) 収益事業のみ課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完全非分配法人は担税力がない ・ 不完全非分配法人であっても担税力がない。私的分配をしたときに法人税を課税すればよい ・ 会費・寄付金の類は、自由処分できない一種の前受金、資本金ないし信託財産で、本来課税対象ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益を目的とせず、残余財産の帰属に制限のないかつ準則主義の法人は原則課税とするべき ・ 登記により簡単に設立ができ、事業内容に制限のない法人は原則課税が妥当 ・ 人格なき社団は法人税の対象でないものを課税するため一定のものを法人とみなして整備したもので非営利性に着目したものであるのではない ・ 会費非課税といっても対価性

非営利法人課税の現状と主な意見

				<p>の有無が不明確、課税潜脱に使われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的にも非営利法人即非課税というわけでない国も多い ・ただし、会費や寄付金などに対して課税上配慮すべき点があるかどうか、税体系の整合性、租税回避防止の観点を踏まえ検討する必要 ・非営利性に着目して非課税とする考えではなく、公益性に着目して優遇している
	<p>公益性のある非営利法人の課税原則</p>	<p>・公益法人等・NPO法人・収益事業のみ課税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広義の公的サービスを目的とする法人なので税制の支援は当然 ・行政の支出を肩代わりしているので非課税は当然 ・公益団体の優遇措置は国際的常識 ・内部留保は安定的な公益活動を継続するためには必要（年間予算の3～5倍程度か） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人を非課税とするためには、不特定多数の利益を目的とした公益性を有する事業活動を主たる目的としている必要がある ・無制限の内部留保は実質的な利益分配が可能となるので制限すべき ・現行指導監督基準の内部留保率30%はいろいろ考えた上でコンセンサス ・残余財産分配制限がない場合

非営利法人課税の現状と主な意見

				<p>も実質的利益分配可能となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織要件に関する判定は原則としてその法人の過去数年間の実績により行うことが必要 ・非課税判定は法人に対して行うべきでなく、その事業に着目してすべき ・一定期間ごとの更新免許性の様なシステムが必要
収益事業		3 3 業種に限り課税	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業課税は非関連事業のみとすべき（本来の公益事業とその関連事業は非課税とするべき） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と競合するものは随時範囲を追加するべき ・そのような対応に限界があれば対価性事業はいったん課税対象とし、一定要件を充足するものは免税とする見直しも必要 ・公益関連事業とそれ以外を明確に区分することは不可能ではないか ・課税対象事業を制限列挙する現行方式を改め、免税事業を列挙する方式に改め、拳証責任を法人側に負わせるべき
	税率	公益法人等 2 2 % みなし公益法人等 3 0 % 協同組合・特定医療法人 2 2 % 中間法人・医療法人 3 0 %		<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業は普通法人の営む事業と競合しており格差縮小すべき

非営利法人課税の現状と主な意見

		(普通法人同様 800 万円まで 22%)		
	寄付金枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人・認定 NPO 法人 所得の 20% ・ 学校・社福・更生保護法人 所得の 50%または 200 万円のい ずれか高い金額 ・ NPO・人格なき社团 所得金額の 2.5% ・ 中間法人・協同組合 (資本等の金額の 0.25%+所得金 額の 2.5%) × 2 分の 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし寄付金枠は 100%とする べき ・ 社福等と差があるのはおかしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業の利益が本来の公益 性事業に充てられる場合には一 定の配慮が必要(現行方式継続 を検討する必要性)
	みなし寄付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等・認定 NPO 法人 収益事業部門から非収益事業部 門への資産振替は寄付金とみな す (NPO 法人にはみなし制度なし) 		
利子配当に関わる 源泉所得税		<ul style="list-style-type: none"> 公益法人等は非課税 (NPO 法人は課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結局は公益事業に使用されるのだ から非課税は当然 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融資産収益は寄付・会費と異 なり公益法人の段階で発生した 所得で、金銭貸付業所得と同じ